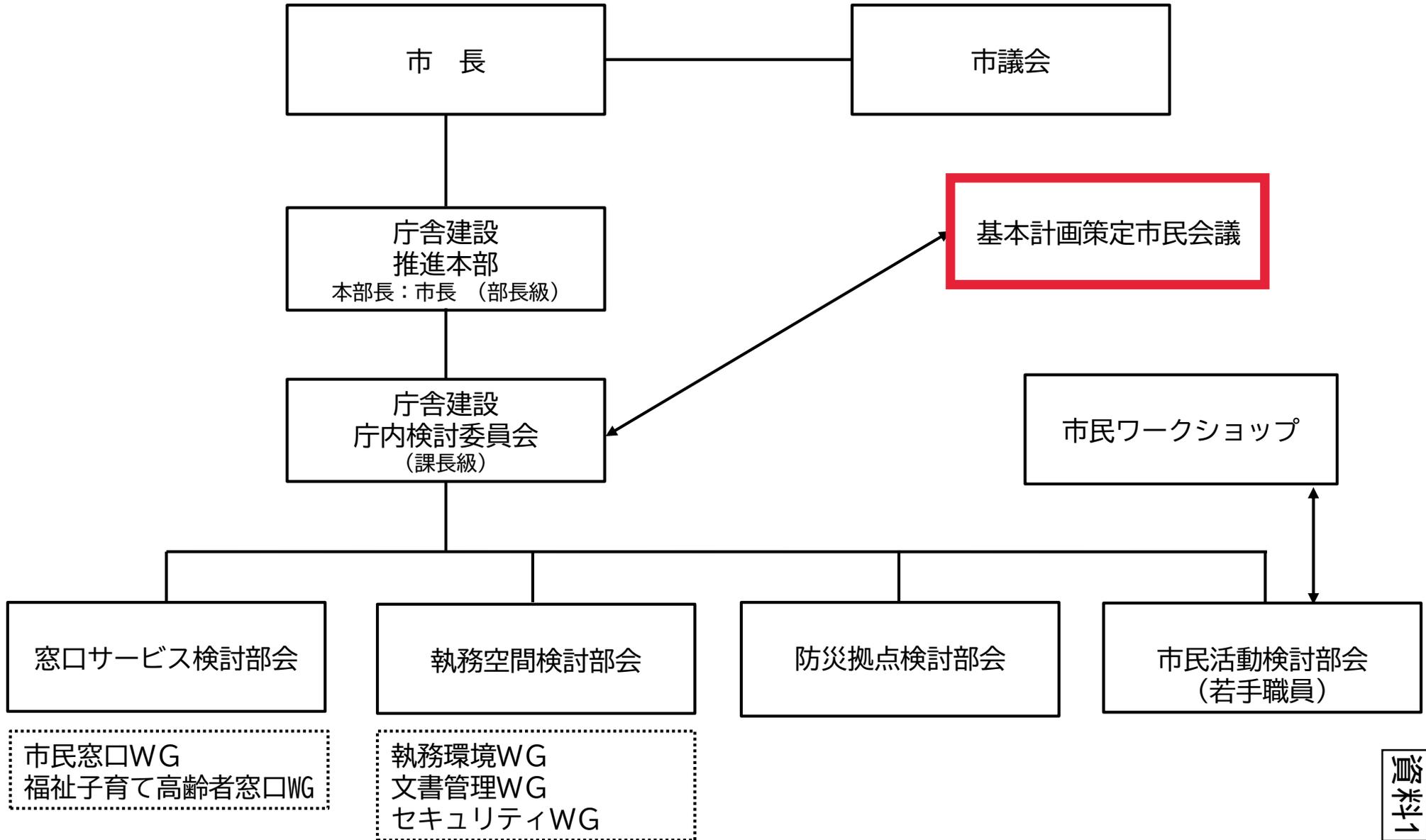


庁舎建設推進組織図



安中市庁舎建設推進組織設置要綱

(設置)

第1条 安中市役所庁舎・防災拠点センター(仮称)の建設に当たり、市民、有識者等の意見、提案等を受けるほか、市職員において必要な事項について、全庁横断的かつ総合的に協議、調査、検討等を行った上で、庁舎建設に関する各種計画、設計、手続等を円滑かつ確実に推進することを目的とし、庁舎建設推進組織を設置する。

(組織体制)

第2条 前条の目的を達成するために庁舎建設推進組織として、次のとおり置く。

(1) 庁舎建設推進本部

主として部長級職員で構成される市長を本部長とした庁舎建設に関する決定機関

(2) 庁舎建設庁内検討委員会

主として課長級職員で構成される庁舎建設に関する全庁横断的な調整、所属組織の意見集約等を行う組織

(3) 職員検討部会及びワーキンググループ

市職員で構成される庁舎建設に関し、次のとおり専門的な事項の調査検討を行うための組織。この場合において、職員検討部会内に実務的視点から検討を行うためのワーキンググループを設置する場合がある。

ア 窓口サービス検討部会

窓口部門の配置及び動線、市民待合スペースをはじめとしたフロア全体のあり方等の窓口機能を検討する組織

イ 執務空間検討部会

事務スペース、会議室、休憩室等のあり方、文書管理のあり方、文書量削減の方策、庁内セキュリティ等に関することを検討する組織

ウ 防災拠点検討部会

災害時に必要な資機材、諸室、面積、レイアウト等の防災拠点機能及び防災学習機能に関することを検討する組織

エ 市民活動検討部会

市民交流機能としての会議室、広場等のスペースのあり方、市民活動支援、情報発信のあり方等に関することを検討する組織で、若手職員の柔軟で斬新な発想を取り入れるため、20歳代の職員を中心とするもの。この場合において、一部の部会員は、市民ワークショップに参加する。

(4) 基本計画策定市民会議

基本計画策定に当たり、庁舎に必要な機能等の検討について、市民、有識者、市内団体等から意見を伺うために設置する組織

(5) 市民ワークショップ

市民から市民利用の利便性向上に必要な工夫・アイデアを求め、設計や市民サービス提供のあり方、庁舎の運用方法等に反映させるために設置する組織

(委員等の数)

第3条 庁舎建設推進組織の委員又は部会員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 庁舎建設推進本部 16人以内
- (2) 庁舎建設庁内検討委員会 20人以内
- (3) 窓口サービス検討部会 12人以内
- (4) 執務空間検討部会 12人以内
- (5) 防災拠点検討部会 10人以内
- (6) 市民活動検討部会 17人以内
- (7) 基本計画策定市民会議 20人以内
- (8) 市民ワークショップ 24人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として第1条の目的を達成するまでの期間までとする。ただし、当該期間以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引き継ぐものとする。

(会長及び副会長)

第5条 庁舎建設推進組織には、原則として会長及び副会長に相当する職を置き、市長の任命又は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 庁舎建設推進組織の会議は、原則として会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 庁舎建設推進組織の会議の庶務は、企画経営部資産活用課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁舎建設推進組織の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和4年3月1日）から施行する。